

デジタル庁

○ 告示第二十八号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。



号イ(2)に掲げる世帯その他がこれに準ずる世帯に對し給付金を支  
給する(特別区を含む。以下同じ。)(  
村、同令第一条各号に掲げるものから支給される給付金であつ  
て、同令第一報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)(同  
令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)(  
号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯に限る。)(  
からホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)(並びに同条第二号ハ  
ロ及びハに掲げる個人又は世帯に限る。)(  
口及びハに掲げる個人又は世帯に限る。)(  
帯に對し給付金を支給することとする。)(  
金を財源として市町村から支給される目的として給付金であつて、同令第  
一各号に掲げる物価高騰対策給付金(第二号)(同令第二条  
報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)(同令第二条  
第三号イ(3)に掲げる目的として国が交付する世帯に對し給付金  
を支給することを掲げる目的として国が交付する世帯に對し給付金  
を町村から支給される目的として給付金であつて、同令第一条第三号に掲  
げるものから支給される目的として給付金であつて、同令第一条第三号に掲  
の管理に関する事務(以下同じ。)(  
の支給に関する情報を含む。)(

令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏市一般会計補正予算における、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護の基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村登録並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

三 令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度中川村一般計補正予算における、長野県中川村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の管理に関する事務）の管理に関する事務

令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。